

目 次

教育委員会規則

○北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則……………	1
教育長訓令	
○機構改正に伴う関係教育長訓令の整備に関する教育長訓令……………	18

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第1号）

- 1 趣旨
北海道教育庁等の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
 - (1) 北海道教育庁の本庁の組織に関し、次のとおり改めることとした（第1条関係）。
 - ア 幼児教育推進局及び幼児教育推進センターを設置すること。
 - イ 教育職員局の名称を教職員局に変更すること。
 - ウ 教職員課の担当局を教職員局とし、教職員課に職員制度室を設置するとともに、教育職員局参事を廃止すること。
 - エ 給与課を廃止すること。
 - オ 参事（生徒指導・学校安全）の名称を生徒指導・学校安全課に変更すること。
 - カ 教職員事務センターの名称を教職員事務課に変更すること。
 - キ 関係する局、課及び担当課長の所掌事務を整理すること。
 - (2) 北海道立図書館の利用サービス部に一般資料室を設置することとした（第2条関係）。
 - (3) 北海道立特別支援教育センターの教育課の教育室長の職を廃止することとした（第3条関係）。
 - (4) その他所要の規定の整備を行うこととした（第1条関係）。
- 3 施行期日等
 - (1) この教育委員会規則は、令和元年6月1日から施行することとした。
 - (2) 職員の勤務の発令について経過措置を設けることとした（附則第2項関係）。
 - (3) 関係する教育委員会規則の一部改正を行うこととした（附則第3項から第8項まで関係）。

教 育 委 員 会 規 則

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和元年5月31日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

北海道教育委員会規則第1号

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則

（北海道教育庁組織規則の一部改正）

第1条 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「教育職員監、学校教育監」を「学校教育監、教育職員監」に、「第9条」を「第10条」に、「第10条」を「第11条」に、「学校教育局（第15条－第21条）」を「生涯学習推進局（第15条－第17条）」に、「生涯学習推進局（第22条－第24条）」を「幼児教育推進局（第18条－第19条）」に、「教育職員局（第25条－第29条）」を「学校教育局（第20条－第26条）」に、「第5款 共通事項（第30条－第32条）」を「第5款 教職員局（第27条－第30条）」に、「第33条」を「第34条」に、「第34条」を「第35条」に改める。

第34条第1項第1号の表を次のように改め、同条を第35条とする。

			職を占め
--	--	--	------

職の置かれる組織	職員の職務	職 務	るべき職員
本庁	教育部長	上司の命を受け、本庁の事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	学校教育監	上司の命を受け、本庁の特定の事務を掌理し、所属職員を監督する。	
	教育職員監	上司の命を受け、本庁の特定の事務及び職員団体との交渉に関する事務を掌理し、所属職員を監督する。	
	参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
	教育指導監	上司の命を受け、学校教育に関する専門的な事務をつかさどる。	指導主事
局	局長	上司の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	担当局長	上司の命を受け、局の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。	
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員 指導主事
	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務に従事するとともに、関係事務を整理する。	
局	参事	上司の命を受け、所掌事務を掌理する。	事務職員 指導主事
幼児教育推進局 幼児教育推進センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
	参事	上司の命を受け、センターの主管に属する特定の事務に従事する。	
課に置く室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理する。	事務職員
学校教育局健康・体育課	医療参事	上司の命を受け、学校における保健管理に関する専門的技術的事務をつかさどる。	技術職員
教職員局福利課		上司の命を受け、教職員の健康管理に関する専門的技術的事務をつかさどる。	
課	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。	事務職員
課 幼児教育推進局 幼児教育推進センター	専門参事	上司の命を受け、特命の企画等に関する事務を処理する。	事務職員
	主幹	上司の命を受け、特定の事務を掌理し、又	事務職員

課に置く室		は整理する。	技術職員 指導主事
生涯学習推進局 生涯学習課	社会教育 主幹	青少年体験活動支援施設に関する専門的技術的事項に関する事務を掌理し、又は整理する。	事務職員
生涯学習推進局 文化財・博物館課	学芸主幹	博物館に関する専門的技術的事項に関する事務を掌理し、又は整理する。	事務職員
	主任学芸員	上司の命を受け、博物館に関する専門的技術的事項に関する事務をつかさどる。	
課 幼児教育推進局 幼児教育推進センター	総括主査	上司の命を受け、当該組織内外との連絡調整等に関する事務を処理する。	事務職員
課 幼児教育推進局 幼児教育推進センター 課に置く室	主査	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	事務職員 技術職員 指導主事
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	事務職員 技術職員
	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
教職員局福利課	指導主任 保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務に従事するとともに、主任保健師等の指導等に関する事務に従事する。	技術職員
	主任保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務に当たる。	
	指導主任 看護師	上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に従事するとともに、主任看護師等の指導等に関する事務に従事する。	
	主任看護師	上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に当たる。	
課 幼児教育推進局 幼児教育推進センター	主任指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。	指導主事
	指導主事	上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	
	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。	事務職員

生涯学習推進局 文化財・博物館 課	学芸員	上司の命を受け、博物館に関する専門的技術的事項に関する事務に従事する。	事務職員
	文化財保護主事	上司の命を受け、文化財の保存及び活用に関する専門的事項に関する事務に従事する。	
課 幼児教育推進局 幼児教育推進センター 課に置く室	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	事務職員
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。	技術職員
教職員局福利課	保健師	上司の命を受け、保健師の業務に当たる。	技術職員
	看護師	上司の命を受け、看護師の業務に当たる。	

第33条を第34条とする。

第2章を次のように改める。

第2章 本庁

第1節 教育部長、学校教育監、教育職員監、局及び教育指導監

(教育部長、学校教育監、教育職員監、局及び教育指導監)

第3条 本庁に教育部長、学校教育監及び教育職員監を置く。

2 教育部長は、次の3局の事務を担当する。

- (1) 総務政策局
- (2) 生涯学習推進局
- (3) 幼児教育推進局

3 学校教育監は、学校教育局及び教育指導監の事務を担当する。

4 教育職員監は、教職員局の事務を担当する。

(総務政策局の事務)

第4条 総務政策局においては、教育委員会の権限に属する事務の処理に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- (2) 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
- (3) 事務局の職員、道立学校以外の教育委員会の所管に属する教育機関（以下「道立学校以外の所管機関」という。）の職員及び道立学校の職員（教育職給料表の適用を受ける者を除く。）の任免その他の人事に関すること。
- (4) 事務局及び道立学校以外の所管機関の内部組織、定数及び事務管理に関すること。
- (5) 行政改革に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関すること。
- (7) 訴訟及び不服申立てに関すること。
- (8) 市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の教育委員会の組織及び一般的運営についての指導、助言及び援助に関すること。
- (9) 所管行政の広報、広聴及び相談に関すること。
- (10) 教育委員会所管の予算、決算及び財務会計事務に関すること。
- (11) 議会に関すること。
- (12) 教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項の「県費負担教職員」をいう。以下同じ。）の給与及び旅費の制度に関すること。
- (13) 所管行政の基本的施策及び総合的な計画に関すること。
- (14) 所管行政の総合調整に関すること。
- (15) 教育委員会の所掌事務についての一般的調査統計及び基幹統計に関すること。
- (16) 情報化の推進に関する企画及び総合調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

- (17) 道立学校の施設の整備及び文教施設の建築に関する専門的技術的事項に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- (18) 市町村立の文教施設の整備に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- (19) 道立学校の職員及び県費負担教職員の定数に関すること。
- (20) 道立の特別支援学校並びに市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。第22条を除き、以下同じ。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。第22条を除き、以下同じ。）及び特別支援学校の学級編制に関すること。
- (21) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で他局及び出先機関の所掌に属さない事項
（生涯学習推進局の事務）

第5条 生涯学習推進局においては、教育委員会の権限に属する事務の処理に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 社会教育その他生涯学習の振興についての調査及び企画に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
 - (2) 生涯学習推進体制の整備についての総合的な企画及び調整に関すること。
 - (3) 社会教育及びレクリエーションに関すること。
 - (4) 博物館に関すること。
 - (5) 図書館に関すること。
 - (6) 文化財の保存及び活用に関すること。
 - (7) 国語の改良に関すること。
 - (8) ユネスコ活動に関すること。
 - (9) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で社会教育その他生涯学習の推進に関すること（他局及び出先機関の所掌に属するものを除く。）。
- （幼児教育推進局の事務）

第6条 幼児教育推進局においては、教育委員会の権限に属する事務の処理に関し、幼児教育の質の向上に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（学校教育局の事務）

第7条 学校教育局においては、教育委員会の権限に属する事務の処理に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 学校教育についての調査及び企画に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
 - (2) 体育、学校給食及び学校保健に関すること。
 - (3) 道立学校の管理運営に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
 - (4) 公立の高等学校の入学者の選抜及び道立中等教育学校の入学者の選考に関すること。
 - (5) 市町村立の学校に関する設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務及び教育内容に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
 - (6) 教科書に関すること。
 - (7) 校長、教員その他学校教育関係職員の研修に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
 - (8) 学校教育の情報化の推進に関すること。
 - (9) 公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）並びに特別支援学校の中学部及び高等部の部活動に関すること。
 - (10) 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。
 - (11) 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。
 - (12) 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
 - (13) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で学校教育に関すること（他局及び出先機関の所掌に属するものを除く。）。
- （教職員局の事務）

第8条 教職員局においては、教育委員会の権限に属する事務の処理に関し、次の事務をつかさどる。

- (1) 道立学校の職員（教育職給料表の適用を受ける者に限る。）及び県費負担教職員の任免その他の人事に関すること。
- (2) 教育の振興に功績のある者の顕彰に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 教育職員の免許状に関すること。

- (4) 職員団体に関すること。
- (5) 教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の旅費に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 教育委員会の任命に係る職員の福利厚生に関すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で教職員に関すること（他局及び出先機関の所掌に属するものを除く。）。

（共通事務）

第9条 各局においては、前5条に定めるもののほか、それぞれ次の事務をつかさどる。

- (1) 各局の所掌事務に関し、市町村に対し、指導、助言及び援助を与えること。
- (2) 各局の所掌事務に関し、市町村に対し、当該市町村の教育委員会の担任する事務の処理が法令の規定に違反し、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、その是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求め、若しくは勧告し、又は講ずべき措置に関し必要な指示をすること。
- (3) 各局の所掌事務に関する団体との連絡に関すること。
- (4) 各局の所掌事務に関し、条例案及び教育委員会規則案を作成し、予算案を準備すること。
- (5) 各局の所掌事務に関する情報公開及び個人情報の保護に関すること。

2 各局においては、前5条に定めるもののほか、それぞれ当該条に定める事務に関連する事務をつかさどる。

（教育指導監の事務）

第10条 教育指導監は、教育委員会の権限に属する事務のうち、道立学校及び市町村立学校の学校経営に関する指導及び助言並びに学校教育に関する特に指定された事務をつかさどる。

第2節 各局の分課

第1款 総務政策局

（総務政策局の分課）

第11条 総務政策局に次の3課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 施設課
- (3) 教育政策課

（総務課の事務）

第12条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- (2) 教育委員会規則の制定及び公布に関すること。
- (3) 教育長の人事（任免及び給与の支給を除く。）に関すること。
- (4) 教育長の秘書に関すること。
- (5) 事務局の職員及び道立学校以外の所管機関の職員の任免、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事（教職員局教職員事務課の所掌に属するものを除く。）、研修及び表彰に関すること。
- (6) 道立学校の職員（教育職給料表の適用を受ける者を除く。）の任免、分限、懲戒、服務、人事記録及び研修に関すること。
- (7) 公印を作成し、並びに教育委員会及び教育長の公印を保管すること。
- (8) 事務局及び道立学校以外の所管機関の内部組織、職員の定数及び事務管理に関すること。
- (9) 所管行政の事務能率の増進に関すること。
- (10) 行政改革に関すること（他の本庁の課（幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。以下「他課」という。）の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 改善プログラムの推進管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 事務局及び所管機関の文書管理に関すること。
- (13) 教育委員会の所管に属する特例民法人及び公益信託に関すること。
- (14) 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
- (15) 法制業務の総合調整に関すること（法令の解釈についての連絡調整を含む。）。
- (16) 市町村の組合に係る知事の処分に関し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。

- (17) 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
 - (18) 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関する事。
 - (19) 公文書類を接受し、発送し、及び教育委員会公報を発行すること。
 - (20) 所管行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関する事。
 - (21) 本庁の職員の厚生及び福利に関する事。
 - (22) 教育委員会の予算案を作成する等予算の総括に関する事。
 - (23) 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関する事。
 - (24) 議会に関する事。
 - (25) 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与及び旅費の制度並びに職務の級及び号俸の決定に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (26) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の所掌事務で他の所掌に属しない事務を処理すること。
- 2 総務課担当課長は、総務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- (1) 教育委員会の会議及び委員に関する事。
 - (2) 教育委員会規則の制定及び公布に関する事。
 - (3) 事務局及び所管機関の文書管理に関する事。
 - (4) 教育委員会の所管に属する特例民法法人及び公益信託に関する事。
 - (5) 教育委員会規則案その他の重要文書を審査すること。
 - (6) 法制業務の総合調整に関する事（法令の解釈についての連絡調整を含む。）。
 - (7) 市町村の組合に係る知事の処分に關し、あらかじめ意見を述べる等の事務を行うこと。
 - (8) 市町村の教育委員会の組織及び一般的運営に関し、指導、助言及び援助を与えること。
 - (9) 訴訟並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の身分取扱いに係る不服申立て並びに勤務条件に関する措置の要求に関する事。
 - (10) 教育委員会公報を発行すること。
 - (11) 所管行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関する事。
 - (12) 教育委員会所管の決算及び財務会計事務に関する事。
- （施設課の事務）
- 第13条** 施設課においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 道立の文教施設の整備及び保全に関する事（学校教育局健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。
 - (2) 道立高等学校の水産に関する専門教育を行うための船舶（以下「実習船」という。）の建造及び整備に関する事。
 - (3) 事務局の職員及び所管機関の職員に貸与する住宅の整備及び管理に関する事。
 - (4) 教育財産の取得及び管理に関する事。
 - (5) 道立の文教施設の建築についての専門的技術的事項に関する事。
 - (6) 市町村立高等学校の施設に關し、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）による国の補助に関する事務を処理すること。
 - (7) 市町村立の文教施設の建築に關し、専門的技術的事項について審査を行い、並びに指導及び助言を与えること。
 - (8) 市町村立学校の施設及び設備に關し、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）その他の法律及び予算措置による国の負担及び補助に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (9) 市町村立の小学校及び中学校の職員のための住宅の整備に関する事。
- （教育政策課の事務）
- 第14条** 教育政策課においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 所管行政の基本的施策及び総合的な計画に関する事。
 - (2) 所管行政の総合調整に関する事。
 - (3) 教育委員会の所掌事務についての一般的調査統計及び基幹統計に関する事。
 - (4) 情報化の推進に関する企画及び総合調整に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (5) 所管行政の広報、広聴及び相談に関する事。
 - (6) 道立学校の職員及び県費負担教職員の定数に関する事。

- (7) 道立の特別支援学校の各部の学級の編制及びその変更に関する事。
- (8) 市町村立の小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部並びに指定都市立特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更について届出を受け、市町村立の特別支援学校の高等部(指定都市立特別支援学校の高等部を除く。)の学級の編制及びその変更について認可を与える事。
- (9) 北海道教育推進会議に関する事。
- (10) 国際交流の推進についての企画及び調整に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)

第2款 生涯学習推進局

(生涯学習推進局の分課)

第15条 生涯学習推進局に次の2課を置く。

- (1) 生涯学習課
 - (2) 文化財・博物館課
- (生涯学習課の事務)

第16条 生涯学習課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 生涯学習推進体制の整備についての調査、企画及び調整に関する事。
 - (2) 生涯学習推進体制の整備及び普及のための補助に関する事。
 - (3) リカレント教育の推進についての調査、企画及び調整に関する事。
 - (4) 社会教育に関し、次に掲げる事務を行う事。
 - ア 講座の開設及び研究集会、講習会、展示会その他の催しの主催又はこれへの参加に関する事。
 - イ 通信教育及び視聴覚教育に関する事。
 - ウ その他社会教育の向上及び普及に関する事。
 - (5) 市町村における社会教育に関し、次に掲げる事務を行う事。
 - ア 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与える事。
 - イ 社会教育のための講座の開設及び研究集会、講習会、講演会、展示会その他の催しの開催並びにその奨励に関し、指導及び助言を与える事。
 - ウ 社会教育主事、社会教育委員、公民館の職員その他の社会教育関係職員の研究集会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催する事。
 - エ 社会教育主事その他の職員を派遣する事。
 - オ 社会教育のための補助に関する事。
 - (6) 社会教育関係団体又は私立図書館(図書館同種施設を含む。)の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与える事。
 - (7) 子どもの読書活動の推進に関する事。
 - (8) 社会教育のための補助及び学校教育における視聴覚教育のための補助に関する事。
 - (9) 社会教育に関し、社会教育法(昭和24年法律第207号)その他の法律及び予算措置による国の補助に関する事務を処理する事。
 - (10) P T A・青少年教育団体共済法(平成22年法律第42号)の規定に基づく共済事業に関する事。
 - (11) 北海道生涯学習審議会及び北海道社会教育委員に関する事。
 - (12) 北海道立生涯学習推進センターに関する事。
 - (13) 北海道立図書館に関する事。
 - (14) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見、北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄及び北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく指定管理者に係る事務及び専門的技術的事項に係る事務を行う事。
 - (15) 国語の改良に関する事。
 - (16) ユネスコ活動に関する事。
 - (17) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で生涯学習に関するものを処理する事(他課の所掌に属するものを除く。)
- (文化財・博物館課の事務)

第17条 文化財・博物館課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 文化財の保存及び活用に関し、展示会、講習会その他の催しの主催又はこれへの参加に関する事務を行う事。

- (2) 史跡名勝天然記念物の仮指定、埋蔵文化財の発掘等国の文化財の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- (3) 道内の文化財（国及び市町村の指定した文化財を除く。）の保存及び活用に関する事務を行うこと。
- (4) 美術品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の登録に関する事務を処理すること。
- (5) 市町村における文化財に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 埋蔵文化財センターその他の文化財の保存及び活用に関する教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 文化財の保存及び活用に関し、指導及び助言を与えること。
 - ウ 文化財保護主事その他の職員を派遣すること。
 - エ その他文化財の保存及び活用に関すること。
- (6) 文化財の保存及び活用のための補助に関すること。
- (7) 文化財の保存及び活用に関し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及びその他の法律並びに予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- (8) 文化財の保存及び活用に関し、援助及び助言を与えること。
- (9) 文化財の保存及び活用並びに埋蔵文化財の発掘についての専門的技術的事項に関すること。
- (10) 北海道文化財保護審議会に関すること。
- (11) 市町村立博物館の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- (12) 私立博物館（博物館相当施設を含む。）の求めに応じ、専門的技術的指導又は助言を与えること。
- (13) 博物館の登録及び博物館相当施設の指定に関する事務を行うこと。
- (14) 北海道立近代美術館、北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館及び北海道立帯広美術館に関すること。
- (15) 北海道立北方民族博物館、北海道立文学館及び北海道立釧路芸術館に関し、地方自治法に基づく指定管理者に係る事務及び資料の調査研究等の専門的技術的事項に係る事務を行うこと。
- (16) 北海道立埋蔵文化財センターに関し、地方自治法に基づく指定管理者に係る事務を行うこと。
- (17) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で文化財及び博物館に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第3款 幼児教育推進局

（幼児教育推進局の分課）

第18条 幼児教育推進局に幼児教育推進センターを置く。

（幼児教育推進センターの事務）

第19条 幼児教育推進センターにおいては、次の事務をつかさどる。

- (1) 幼児教育の質の向上に係る調査研究及び企画に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 幼児教育施設における教育活動に対する指導及び助言に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼児教育の質の向上に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第4款 学校教育局

（学校教育局の分課）

第20条 学校教育局に次の6課を置く。

- (1) 高校教育課
- (2) 義務教育課
- (3) 特別支援教育課
- (4) 教育環境支援課
- (5) 健康・体育課
- (6) 生徒指導・学校安全課

（高校教育課の事務）

第21条 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道立の高等学校及び中等教育学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - ア 設置、廃止及び設置者の変更に關すること。
 - イ 生徒の入学、転学及び退学に關すること。
 - ウ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。
 - エ 教科書その他の教材の取扱いに關すること。
 - オ 教具その他の設備の整備に關すること。
 - カ 授業料その他の費用の徴収及び運営費（実習船の管理運営費を含む。）予算に關すること。
 - キ 校長、教員その他の関係職員の研修に關すること。
 - ク その他管理運営に關すること。
 - (2) 渡島教育局の行う水産に關する専門教育に關し、指導及び助言を与えること。
 - (3) 市町村立の高等学校及び中等教育学校に關し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
 - (4) 市町村における高等学校教育に關し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - ア 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号並びにこの項の第5号、第10号及び第18号において同じ。）の設置及び管理並びに整備に關し、指導及び助言を与えること。
 - イ 高等学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に關し、指導及び助言を与えること。
 - ウ 校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に關し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
 - エ 生徒の就学並びに入学、転学及び退学に關する事務に關し、指導及び助言を与えること。
 - オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
 - カ 管理運営のための補助に關すること。
 - (5) 市町村立の高等学校の設備等に關し、産業教育振興法及び予算措置による国の補助に關する事務を処理すること。
 - (6) 公立の高等学校の入学者の選抜方法及び道立中等教育学校の入学者の選考方法に關すること。
 - (7) 道立高等学校の入学者の選抜のための学力検査を行うこと。
 - (8) 道立学校の研究指定校に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (9) 学校教育における教育実践の向上に顕著な事績のある学校及び教育関係職員の表彰を行うこと。
 - (10) 公立の高等学校の生徒の奨学に關すること。
 - (11) 高等学校教育に關する研究団体の補助に關すること。
 - (12) 国際理解教育の推進についての調査、企画及び調整に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (13) 市町村立の専修学校及び各種学校に關し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。
 - (14) 北海道産業教育審議会に關すること。
 - (15) 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に關すること。
 - (16) 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に關すること。
 - (17) 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - (18) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で高等学校における教育に關するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 2 高校教育課担当課長は、高校教育課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。
- (1) 道立の高等学校及び中等教育学校に關し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - ア 設置、廃止及び設置者の変更に關すること。
 - イ 授業料その他の費用の徴収に關すること。
 - ウ 学校の管理運営に係る規程・調査等の調整その他管理運営に關すること。
 - (2) 市町村立の高等学校及び中等教育学校に關し、設置、廃止、設置者の変更の認可等

の事務を行うこと。

- (3) 市町村における高等学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。

ア 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項の第5号において同じ。）の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

イ 管理運営のための補助に関すること。

- (4) 学校教育における教育実践の向上に顕著な事績のある学校及び教育関係職員の表彰を行うこと。

- (5) 公立の高等学校の生徒の奨学に関すること。

- (6) 市町村立の専修学校及び各種学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと。

- (7) 公立の高等学校及び中等教育学校の配置及び規模の適正化並びに市町村立高等学校の道への移管についての調査、企画及び調整に関すること。

- (8) 道立の高等学校及び中等教育学校の通学区域に関すること。

- (9) 公立の高等学校教育の改善の推進についての調査、企画及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（義務教育課の事務）

第22条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 市町村立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校に関し、設置、廃止、設置者の変更等に関する事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。

- (2) 市町村における幼稚園教育、小学校教育及び中学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。

ア 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）及び義務教育学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

イ 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

ウ 小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

エ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

オ 指導主事その他の職員を派遣すること。

カ 管理運営のための補助に関すること。

- (3) 教科書展示会を開催し、道内の学校の教科書の需要数を報告する等の教科書の発行に関する事務を行うこと。

- (4) 義務教育諸学校において使用する教科用図書に関し、無償給付及び給与に関する事務を行い、採択に関する指導、助言及び援助を与え、並びに採択地区の設定に関する事務を行うこと。

- (5) 道立中等教育学校の前期課程並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学困難な児童及び生徒に関し、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）及び予算措置による国の補助に関する事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項の規定による補助に関する事務を含む。）を処理すること（健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。

- (6) 市町村教育委員会並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校における学校改善プランの活用への支援に関すること。

- (7) 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する研究団体の補助に関すること。

- (8) 北海道教科用図書選定審議会に関すること。

- (9) 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの推進に関すること。

- (10) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

2 義務教育課担当課長は、義務教育課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。

- (1) 市町村立の幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校に関し、設置、廃止、設置者

- の変更等に関する事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 市町村における幼稚園教育、小学校教育及び中学校教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
ア 幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）及び義務教育学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
イ 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の組織編制及び教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
ウ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
エ 管理運営のための補助に関すること。
- (3) 道立中等教育学校の前期課程並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学困難な児童及び生徒に関し、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律及び予算措置による国の補助に関する事務（学校保健安全法第24条及び学校給食法第12条第2項の規定による補助に関する事務を含む。）を処理すること（健康・体育課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校における教育に関する研究団体の補助に関すること。
- (5) 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの推進に関すること。
（特別支援教育課の事務）

第23条 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道立の特別支援学校に就学する児童生徒等に関し、入学期日を通知し、就学させるべき特別支援学校を指定し、区域外就学の届出を受理する等の就学義務に関する事務を行うこと。
- (2) 道立の特別支援学校に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
ア 整備計画に関すること。
イ 設置、廃止及び設置者の変更に関すること。
ウ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関すること。
エ 学校経営、組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
オ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
カ 教具その他の設備の整備に関すること。
キ 運営費予算に関すること。
ク 校長、教員その他の関係職員の研修に関すること。
ケ その他管理運営に関すること。
- (3) 市町村立の特別支援学校に関し、設置、廃止、設置者の変更の認可等の事務を行うこと（総務政策局教育政策課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 市町村における特別支援教育に関し、次に掲げる事務を行うこと（他課の所掌に属するものを除く。）。
ア 特別支援学校の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
イ 特別支援学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
ウ 校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
エ 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
カ 管理運営のための補助に関すること。
- (5) 道立、市町村立及び私立の特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級等の児童及び生徒に関し、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）及び予算措置による国の補助に関する事務を処理すること。
- (6) 特別支援教育に関する研究団体の補助に関すること。
- (7) 北海道教育支援委員会に関すること。
- (8) 北海道立特別支援教育センターに関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で特別支援教育に関す

るものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（教育環境支援課の事務）

第24条 教育環境支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学校教育の情報化の推進に関すること。
- (2) 教職員研修計画の策定及び研修体系の検証・改善に関すること。
- (3) 教職員の計画研修に係る企画及び総合調整に関すること。
- (4) 北海道立教育研究所に関すること。
- (5) 公立の中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）並びに特別支援学校の中学部及び高等部の部活動に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（健康・体育課の事務）

第25条 健康・体育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道立学校における体育、学校保健及び学校給食に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 体育、学校保健及び学校給食の指導に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 保健管理及び学校給食の実施に関すること。
 - ウ 施設及び設備の整備に関すること（総務政策局施設課の所掌に属するものを除く。）。
 - エ 教諭、養護教諭、栄養教諭その他の関係職員の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - オ その他体育、学校保健及び学校給食に関すること。
- (2) 市町村における体育、学校保健及び学校給食に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 市町村立学校の施設及び設備の整備に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 市町村立学校における体育、学校保健及び学校給食の指導に関し、指導及び助言を与えること。
 - ウ 保健管理の向上及び学校給食の普及充実に関し、指導及び助言を与えること。
 - エ 教諭、養護教諭、栄養教諭その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - オ 指導主事その他の職員を派遣すること。
 - カ 体育、学校保健及び学校給食のための補助に関すること。
- (3) 市町村立学校に関し、学校保健安全法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）及び予算措置による国の補助に関する事務（義務教育課の所掌に属するものを除く。）を処理すること。
- (4) 学校における体育、学校保健及び学校給食に関する団体の補助に関すること。
- (5) 北海道学校保健審議会に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で学校における体育、学校保健及び学校給食に関する事務を処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（生徒指導・学校安全課の事務）

第26条 生徒指導・学校安全課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道立学校における生徒指導及び学校安全に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 生徒指導及び学校安全に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 安全管理の向上及び災害共済給付の実施に関すること。
 - ウ 校長、教諭、養護教諭その他の関係職員の研修に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - エ その他生徒指導及び学校安全に関すること。
- (2) 市町村における生徒指導及び学校安全に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 市町村立学校における生徒指導及び学校安全に関し、指導及び助言を与えること。
 - イ 安全管理の向上及び災害共済給付の実施に関し、指導及び助言を与えること。
 - ウ 校長、教諭、養護教諭その他の関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
 - エ 指導主事その他の職員を派遣すること。
 - オ 生徒指導及び学校安全のための補助に関すること。
- (3) 生徒指導及び学校安全に関する団体の補助に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務で生徒指導及び学校安全に関するものを処理すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第5款 教職員局

（教職員局の分課等）

第27条 教職員局に次の3課を置く。

- (1) 教職員課
- (2) 教職員事務課
- (3) 福利課

2 教職員課に職員制度室を置く。

(教職員課の事務)

第28条 教職員課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道立学校の職員の任免、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 県費負担教職員の任免、分限、懲戒等の任命権の行使、服務の監督の技術的な基準及び研修に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 公立学校の教員の選考検査に関すること。
- (4) 教育の振興に功績のある者の顕彰に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 学校職員の評価に関すること。
- (6) 教育職員の免許状及び教育職員検定に関すること。
- (7) 教職員の時間外勤務等の縮減に関すること。
- (8) 職員団体にに関すること。
- (9) 職員制度の調査研究に関すること。

2 教職員課担当課長は、教職員課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。

- (1) 道立学校の職員の分限(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号又は北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号)第1条の2の規定による休職を除く。次号において同じ。)、懲戒、服務等に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 県費負担教職員の分限、懲戒等の任命権の行使、服務の監督の技術的な基準に関すること。
- (3) 教育の振興に功績のある者の顕彰に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 教職員の時間外勤務等の縮減に関すること。

3 教職員課職員制度室においては、教職員課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員団体にに関すること。
 - (2) 職員制度の調査研究に関すること。
- (教職員事務課の事務)

第29条 教職員事務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の職務の級及び号俸の決定の事務に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与に関し、昇格その他任命権者としての事務に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 教育長の給与並びに事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給与の支給に関すること。
- (4) 道立学校の職員及び県費負担教職員の給与費の負担に関すること。
- (5) 電子計算機により前号に掲げる職員等の給与に関する情報の整理、蓄積、解析その他の処理を行い、及びそれらの結果を利用に供すること。
- (6) 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の諸手当の支給の認定に関すること。
- (7) 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の旅費の支給に関すること。

2 教職員事務課担当課長は、教職員事務課の所掌事務のうち、次の事務をつかさどる。

- (1) 事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の諸手当の支給の認定に関すること。
 - (2) 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の旅費の支給に関すること。
- (福利課の事務)

第30条 福利課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事務局の職員及び所管機関の職員の保健、厚生及び福利に関すること。
- (2) 県費負担教職員の保健、厚生及び福利に関し、調査し、及び企画し、並びに市町村の教育委員会に対し、指導及び助言を与えること。
- (3) 教育関係職員の福祉相談及び労働基準法(昭和22年法律第49号)による貯蓄金の管

理を行い、並びに勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）による協力、指導等を行うこと。

- (4) 公立学校共済組合北海道支部に関すること。
- (5) 教育関係職員の厚生及び福利に関し、互助団体に対し指導、助言及び援助を与えること。
- (6) 委員、教育長、事務局の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員並びに道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の災害補償に関すること。
- (7) 教育委員会の任命に係る職員であった者の恩給に関する事務を処理すること。

第 6 款 共通事項

(共通事務)

第31条 各課及び幼児教育推進局幼児教育推進センターにおいては、第12条から前条まで（第15条、第18条、第20条及び第27条を除く。）に定めるもののほか、それぞれ、その所掌事務に関し、調査し、企画し、及び第 9 条に定める事務をつかさどる。

(代表課)

第32条 次に掲げる課又はセンターは、それぞれ当該局を代表する課又はセンター（以下「代表課」という。）とする。

- (1) 総務政策局 総務課
- (2) 生涯学習推進局 生涯学習課
- (3) 幼児教育推進局 幼児教育推進センター
- (4) 学校教育局 高校教育課
- (5) 教職員局 教職員課

2 代表課は、当該課又はセンターの所掌に属するものとされた事務のほか、当該課又はセンターの属する局に関し、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 局内の連絡調整に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、教育委員会規則、訓令等により、代表課において処理することと定められた事項

(各課及び幼児教育推進センターの事務分掌)

第33条 各課、幼児教育推進局幼児教育推進センター及び課の室に、その事務を分掌させるため、グループを置く。

2 前項に定めるもののほか、各課及び幼児教育推進局幼児教育推進センターの事務分掌に関し必要な事項は、教育長が定める。

(北海道立図書館管理規則の一部改正)

第 2 条 北海道立図書館管理規則（昭和52年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「北方資料室」を「一般資料室及び北方資料室」に改める。

第 7 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 一般資料室は、利用サービス部の事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 一般資料を選択収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。
- (2) 支援活動用資料を整理し、及び保存すること。
- (3) 他の図書館等との一般資料の相互貸借を行うこと。
- (4) 一般資料の直接の貸出しを行うこと。
- (5) 一般資料の参考調査及び書誌の索引の作成に関すること。
- (6) 閲覧室（北方資料閲覧室を除く。）の利用に関すること。
- (7) 読書相談に関すること。
- (8) 図書館情報システムの維持及び管理に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。

第 9 条中「利用サービス部」を「利用サービス部一般資料室」に、「利用サービス課及び資料課」を「一般資料サービス課及び資料整備課」に、「北方資料課」を「北方資料サービス課」に改める。

(北海道立特別支援教育センター管理規則の一部改正)

第 3 条 北海道立特別支援教育センター管理規則（昭和62年北海道教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表教育課の部中

「	
教育室長	上司の命を受け、教育室の事務をつかさどる。
」	

主任研究員	上司の命を受け、特別支援教育に関する教育相談、調査研究、研修及び技術援助に関する事務を処理する。	を
主任研究員	上司の命を受け、特別支援教育に関する教育相談、調査研究、研修及び技術援助に関する事務を処理する。	に

改め、同表備考中「、教育室長」を削る。

附 則

(施行期日)

- この教育委員会規則は、令和元年6月1日から施行する。
(職員の経過措置)
- この教育委員会規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって当該右欄に掲げる本庁の相当の職員となるものとする。

総務政策局教職員課	教職員局教職員課
教育職員局教職員事務センター	教職員局教職員事務課
教育職員局福利課	教職員局福利課

(北海道教育功績者表彰規則の一部改正)

- 北海道教育功績者表彰規則(昭和28年北海道教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「教育職員監、学校教育監」を「学校教育監、教育職員監」に改める。

(北海道教育委員会公印規則の一部改正)

- 北海道教育委員会公印規則(昭和61年北海道教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育職員監、学校教育監」を「学校教育監、教育職員監」に、「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長を含む。以下同じ」を「幼児教育推進局幼児教育推進センター長を含む。第6条において同じ」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

種類	規格	ひな形	保管者
北海道教育委員会の印	60ミリメートル平方	北海道教育委員会	総務政策局総務課長
	45ミリメートル平方		総務政策局総務課長
	30ミリメートル平方		各教育局長
	30ミリメートル平方		総務政策局総務課長
	60ミリメートル平方	北海道教育委員会	各教育局長
	45ミリメートル平方		総務政策局総務課長
	30ミリメートル平方		
		北海道	

	30ミリメートル平方	教育委員会 教育職員免許状 授与証明書用	教職員局教職員課長
		北海道 教育委員会 公立学校職員 履修証明書用	
北海道教育委員会 教育長の印	25ミリメートル平方	北海道 教育委員会 教 育 長	総務政策局総務課長 各教育局長
北海道教育委員会 教育長職務代 行者の印	25ミリメートル平方	北海道 教育委員会 教 育 長 職務代行者	総務政策局総務課長 各教育局長
北海道教育庁教育 部長の印	23ミリメートル平方	北海道 教 育 庁 教 育 部 長	総務政策局総務課長
北海道教育庁学校 教育監の印	23ミリメートル平方	北海道 教 育 庁 学校教育監	総務政策局総務課長
北海道教育庁教育 職員監の印	23ミリメートル平方	北海道 教 育 庁 教育職員監	教職員局教職員課長
北海道教育庁本 庁に置かれる局 の局長の印	23ミリメートル平方	北海道 教 育 庁 〇 〇 局 長	北海道教育庁組織規則 (昭和46年北海道教育委 員会規則第11号)第32条 第1項に規定する代表課 の課長
北海道教育庁の 本庁の課長の印	20ミリメートル平方	北海道 教 育 庁 〇 〇 局 〇 〇 課 長	本庁の課長

北海道教育庁の本庁のセンター長の印	20ミリメートル平方	北海道教育庁 〇〇局 〇〇センター長	本庁のセンター長
北海道教育庁の教育局長の印	20ミリメートル平方	北海道教育庁 〇〇教育局長	教育局長

- (北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)
- 5 北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和62年北海道教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
別記第2号様式補償の内容の5の事項中「北海道教育庁教育職員局給与課」を「北海道教育庁教職員局福利課」に改める。
(北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正)
- 6 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則(平成元年北海道教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項第6号ア中「教育職員監、学校教育監」を「学校教育監、教育職員監」に、「教育職員局教職員事務センター長、担当課長」を「幼児教育推進局幼児教育推進センター長、担当課長、室長」に改める。
(北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則の一部改正)
- 7 北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則(平成10年北海道教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。
第2条第6号中「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター」を「幼児教育推進局幼児教育推進センター」に改める。
(北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正)
- 8 北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則(平成26年北海道教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
第6条中「学校教育局参事(生徒指導・学校安全)」を「学校教育局生徒指導・学校安全課」に改める。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般
所 管 機 関

機構改正に伴う関係教育長訓令の整備に関する教育長訓令を次のように定める。
令和元年5月31日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

機構改正に伴う関係教育長訓令の整備に関する教育長訓令
(教育庁分課事務分掌規程の一部改正)

第1条 教育庁分課事務分掌規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。
第1条中「学校教育局、教育職員局、各課及び教育職員局教職員事務センター」を「各課及び幼児教育推進局幼児教育推進センター」に改める。
第2条第1項中「局に置かれる参事、教育職員局教職員事務センター長及び課に置かれる担当課長」を「幼児教育推進局幼児教育推進センター長並びに課に置かれる担当課長及び室長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第1条関係)

第1欄		第2欄	
総務政策局	総務課	総括グループ 予算グループ 人事グループ 給与制度グループ	総括主査を含む。
	(担当課長)	法制グループ 訟務グループ 決算・会計指導グループ	
	施設課	施設企画グループ 道立学校グループ 施設助成グループ 建築保全グループ	総括主査を含む。
	教育政策課	政策企画グループ 教育計画グループ 定数政策グループ 広報広聴グループ	総括主査を含む。
生涯学習推進局	生涯学習課	生涯学習推進・施設グループ 社会教育・読書推進グループ 生涯学習センターグループ ネイパル砂川グループ ネイパル深川グループ ネイパル森グループ ネイパル北見グループ ネイパル足寄グループ ネイパル厚岸グループ	総括主査を含む。 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄駐在 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸駐在
	文化財・博物館課	博物館グループ 文化財保護グループ 文化財調査グループ 北方民族博物館グループ 文学館グループ 釧路芸術館グループ	総括主査を含む。 北海道立北方民族博物館駐在 北海道立文学館駐在 北海道立釧路芸術館駐在

幼児教育推進局	幼児教育推進センター	幼児教育推進グループ	総括主査を含む。
学校教育局	高校教育課	高校予算グループ 高校教育指導グループ キャリア教育指導グループ	総括主査を含む。
	(担当課長)	高校配置グループ 学校制度グループ	
	(担当課長)	高校企画・支援グループ	
	義務教育課	義務教育グループ 学力向上推進グループ	総括主査を含む。
	(担当課長)	就学支援グループ 子ども地域支援グループ	
	特別支援教育課	企画・振興グループ 学校教育指導グループ	総括主査を含む。
	教育環境支援課	情報化推進グループ 教職員研修グループ 部活動対策推進グループ	総括主査を含む。
	健康・体育課	学校保健・体育グループ 学校給食グループ	総括主査を含む。
	生徒指導・学校安全課	生徒指導・学校安全グループ	総括主査を含む。
教職員局	教職員課	小中学校人事グループ 人事企画グループ 道立学校人事グループ 免許グループ	総括主査を含む。
	(担当課長)	服務制度グループ 服務管理グループ 働き方改革グループ	
	(職員制度室)	職員制度グループ	
	教職員事務課	給与決定グループ 給与支給グループ 給与費管理グループ	総括主査を含む。
	(担当課長)	事務局手当認定・旅費グループ 道立学校手当認定第一グループ 道立学校手当認定第二グループ 市町村立学校手当認定第一グループ 市町村立学校手当認定第	

		二グループ 道立学校旅費グループ 市町村立学校旅費第一グループ 市町村立学校旅費第二グループ	
	福利課	企画福祉グループ 健康管理グループ 健康支援グループ	総括主査を含む。

(北海道教育委員会公報発行取扱手続の一部改正)

第2条 北海道教育委員会公報発行取扱手続(昭和26年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「事務を主管する課(」の次に「幼児教育推進局幼児教育推進センターを含む。」を加える。

(免許状事務処理規程の一部改正)

第3条 免許状事務処理規程(昭和37年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条、第5条から第8条まで、別記第2号様式及び別記第4号様式中「総務政策局教職員課」を「教職員局教職員課」に改める。

(庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程の一部改正)

第4条 庁舎の管理に係る本庁の課長等の職務に関する規程(昭和42年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1項中「局に置かれる参事、教育職員局教職員事務センター長」を「幼児教育推進局幼児教育推進センター長」に改める。

(北海道教育庁職員服務規程の一部改正)

第5条 北海道教育庁職員服務規程(昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表本庁の部を次のように改める。

本庁	教育部長、学校教育監及び教育職員監(参与を含む。)	教育長
	総務政策局、生涯学習推進局及び幼児教育推進局の局長、担当局長及び課長(参事、幼児教育推進センター長、担当課長、副参与及び専門参事を含む。)	教育部長
	学校教育局の局長、担当局長及び課長(参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。)並びに教育指導監	学校教育監
	教職員局の局長、担当局長及び課長(参事、担当課長、室長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。)	教育職員監
	その他職員	課長(幼児教育推進局幼児教育推進センター長を含む。)

(教育財産規則施行規程の一部改正)

第6条 教育財産規則施行規程(昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第19条第1項中「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター」を「幼児教育推進局幼児教育推進センター」に改める。

- (居住施設管理規程の一部改正)
- 第7条** 居住施設管理規程(昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第6号)の一部を次のように改正する。
- 第1条第4号中「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長」を「幼児教育推進局幼児教育推進センター長」に改める。
- (職員賞罰等審査委員会設置規程の一部改正)
- 第8条** 職員賞罰等審査委員会設置規程(昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第7号)の一部を次のように改正する。
- 第3条の表第2欄中「教育職員監及び学校教育監」を「学校教育監及び教育職員監」に、「教育職員局長」を「教職員局長」に改める。
- 第4条第4項中「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター」を「幼児教育推進局幼児教育推進センター」に改める。
- (教育庁職員等健康管理規程の一部改正)
- 第9条** 教育庁職員等健康管理規程(昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。
- 第5条第2項中「教育職員局長」を「教職員局長」に改める。
- 第6条第2項中「教育職員局福利課長」を「教職員局福利課長」に改める。
- 第7条第2項中「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長」を「及び幼児教育推進局幼児教育推進センター長」に改める。
- 第11条第1項及び第12条の5第5項中「教育職員局福利課」を「教職員局福利課」に改める。
- 別表第1本庁の項衛生担当者の欄中「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター」を「幼児教育推進局幼児教育推進センター」に改める。
- 別記第9号様式中「教育職員局福利課」を「教職員局福利課」に改める。
- (北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部改正)
- 第10条** 北海道教育委員会庁用自動車管理規程(昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項中「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター」を「幼児教育推進局幼児教育推進センター」に、同条第2項中「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長」を「幼児教育推進局幼児教育推進センター長」に改める。
- (北海道教育庁等専決代決規程の一部改正)
- 第11条** 北海道教育庁等専決代決規程(平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。
- 第2条中「教育職員監、学校教育監」を「学校教育監、教育職員監」に、「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センターに置かれる」を「幼児教育推進局幼児教育推進」に、「及び課に置かれる担当課長(以下「担当課長」という。)」を「、課に置かれる担当課長(以下「担当課長」という。)及び課に置かれる室長(以下「室長」という。)」に改める。
- 第3条中「教育職員監、学校教育監」を「学校教育監、教育職員監」に改める。
- 第5条中「又は担当課長」を「、担当課長又は室長」に改める。
- 別表第1教育部長、教育職員監又は学校教育監の項中「教育職員監又は学校教育監」を「学校教育監又は教育職員監」に改め、同表局長又は担当局長の項第9号中「担当課長」の次に「、室長、参事」を加え、同表課長又は担当課長の項中「又は担当課長」を「、担当課長又は室長」に改め、同項第16号中「担当課長」の次に「、室長、参事」を加える。
- 別表第2を次のように改める。
- 別表第2** 個別専決事項(第3条関係)

局	課	教育部長、学校教育監又は教育職員監	局長又は担当局長	課長又は担当課長	教育局長
総務政策局	総務課	1 教育庁の職員(総括主査、係長及び主査(相当職を含む。以下同	1 教育庁の職員(総括主査、係長及び主査以上の職にある者を除く。)	1 庁中取締り 2 教育庁(教育局を除く。)及び道立学校以外の所管機	1 教育局職員の履歴事項その他身分に関する証明 2 教育局にお

		じ。)の職にある者に限る。)の任命、派遣及び分限(免職、降任及び降給を除く。)に関する決定並びに退職の承認 2 道立学校の事務長の採用、昇任、降任(意に反する降任を除く。)及び転任の決定並びに勸奨退職等及び普通退職の承認 3 教育庁の職員及び所管機関の職員(教育庁及び道立学校以外の所管機関の職員で、行政職給料表7級以上の職員(相当職を含む。)を除く。)の昇給(研修、表彰等による昇給及び特別の場合の昇給を除く。)の決定	及び道立学校以外の所管機関の職員(課長(相当職を含む。)以下の職にある者に限る。)の任命、派遣及び分限(免職、降任及び降給を除く。)に関する決定並びに退職の承認 2 教育庁及び道立学校以外の所管機関の職員並びに道立学校の職員(教育職給料表の適用を受ける者を除く。)以下この項において同じ。)の在籍専従の許可	関の職員並びに道立学校の職員の履歴事項その他身分に関する証明 3 任用候補者の提示の請求及び選択結果の通知並びに選考による採用の申請 4 職員の臨時的任用 5 道立学校の職員(事務長を除く。)の採用、昇任、降任(意に反する降任を除く。)及び転任の決定並びに勸奨退職等及び普通退職の承認 6 道立学校の職員の傷病による休職及び復職の承認 7 財務規則別表第1に掲げる部局の長に対する歳出予算及び支払予算の配当	ける庁中取締り 3 教育局における庁用自動車の運用 4 県費負担教職員の昇給(研修、表彰等による昇給及び特別の場合の昇給を除く。)の決定
	施設課		1 教育財産の使用許可に関する知事への事前協議 2 教育財産等の取得に関する知事への事前協議 3 教育財産等の用途廃止に係る知事への事前通知 4 教育財産等に係る取得管理処分計画、災害報告、土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)	1 所管機関の施設の修繕工事の内容変更の承認 2 教育財産の使用許可に関する事前の承認 3 第一種普通財産の使用承認に関する事前の承認 4 教育財産等の取得に関する事前の承認 5 私権の設定等のある財産の取得に関する事前の承認	1 道立学校に係る居住施設外の居住の承認

			による異動又は都市計画法（昭和43年法律第100号）等による公用制限に関する知事への報告 5 居住施設外の居住の承認（道立学校に係る承認を除く。）	6 教育財産の所属替え 7 教育財産等の所属替え、種別替え又は用途廃止の承認 8 土地又は建物に関する支出負担行為である契約以外の契約の締結（部局（教育財産規則施行規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号）第1条第2項に定める部局をいう。）における借受けを除く。） 9 所管機関の用に供する土地又は建物の借受けに関する事前の承認 10 教育財産等の登記又は登録 11 職員住宅使用者の自費建設の許可	
	教育政策課		1 広報誌の発行計画の決定	1 義務教育諸学校の学級編制及び教職員配当の基準に関する報告 2 義務教育諸学校の教職員定数及び標準学級数に関する報告 3 義務教育諸学校の学級編制の実態に関する報告の受理 4 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の	

				教職員定数に関する報告 5 計画に基づく広報誌の発行	
生涯学習推進局	生涯学習課		1 社会教育法(昭和24年法律第207号)による社会教育主事等の研修の実施	1 高等学校卒業程度認定試験に係る報告 2 社会教育法による社会教育主事の資格の認定 3 道立図書館の臨時休館に関する報告の受理 4 道立青少年体験活動支援施設の臨時休業又は臨時休館の承認 5 道立青少年体験活動支援施設の事業に係る専門的技術的事項に関する決定 6 道立生涯学習推進センターの臨時休業に関する報告の受理 7 道立生涯学習推進センターに係る一般職に属する非常勤職員の任用 8 道立生涯学習推進センターが行う事業に係る特別職に属する非常勤職員の任用 9 道立生涯学習推進センターに係る臨時職員の任用	
	文化財・博物館課		1 道指定文化財の管理責任者の選出又は解任の届出の受理 2 道指定文化	1 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)による美術的銃砲刀剣類の登	

			財の所有者の変更、所有者又は管理責任者の選任又は解任の届出の受理	録及び登録証の交付並びに刀剣類の製作の承認
			3 博物館法(昭和26年法律第285号)による博物館の登録又は登録の取消し	2 道指定文化財の現状変更に関する許可若しくは許可の取消し又は停止の命令
			4 博物館相当施設の要件に関する報告の要求	3 北海道文化財保護条例(昭和30年北海道条例第83号)の規定による届出の受理
				4 文化財保護法(昭和25年法律第214号)による文化財に関する条例の制定若しくは改廃又は道指定文化財の指定若しくは解除の報告
				5 優良北海道犬に関する届出又は報告の受理
				6 博物館法による博物館の登録事項の変更又は廃止に伴う登録の抹消
				7 博物館相当施設に係る報告の受理
				8 道立美術館の臨時休館に関する報告の受理
				9 道立北方民族博物館、道立文学館、道立釧路芸術館及び道立埋蔵文化財センターの臨時休館の承認
				10 道立北方民族博物館、道立文学館及び道立釧路芸術

				館の事業に係る専門的技術的事項に関する決定	
学校教育局	高校教育課			1 市町村立又は公立大学法人立の高等学校の名称、学則の変更等の届出の受理 2 市町村立又は公立大学法人立の中等教育学校の名称、学則の変更等の届出の受理 3 市町村立又は公立大学法人立の専修学校の名称、学則の変更等の届出の受理 4 市町村立の各種学校の目的、名称、学則の変更等の届出の受理 5 生徒の旅客運賃割引証の割当 6 公立高等学校生徒学資金に係る違約金の免除並びに返還債務の履行の猶予及び減免 7 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金に係る奨学生選考基準の設定、貸付けの決定、停止及び取消し、違約金の免除並びに返還債務の履行の猶予及び減免	1 北海道立学校管理規則第16条の2に規定する報告の受理
	義務教育課		1 教科用図書選択地区の設定に関する市	1 教科書展示会の開催 2 市町村立又	

			町村教育委員会の意見の聴取	は公立大学法人立の幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校の設置、名称の変更等の届出の受理 3 要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等、医療費及び学校給食費)の基礎となる児童生徒数及び被患者延数の市町村への配分	
	特別支援教育課			1 市町村立又は公立大学法人立の特別支援学校の名称、学則の変更等の届出の受理 2 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第1章第3節の規定による学齢児童生徒の就学学校の指定	
教職員局	教職員課		1 免許法認定講習の開設 2 道立学校の職員(教育職給料表の適用を受ける者に限る。以下この項において同じ。)及び県費負担教職員の在籍専従の許可	1 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員である事務職員(北海道人事委員会が行う職員の採用試験に合格した者を除く。)の採用の承認 2 県費負担教職員である市町村立高等学校の教員(教頭を除く。)の採用及び転任の決定並びに勧奨退職等及び普通退職	1 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の採用、昇任及び転任の決定並びに勧奨退職等及び普通退職の承認 2 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の傷病による休職及び復職の承認 3 市町村立の小学校、中学校及び義務教

					の承認 3 道立学校の職員(校長、副校長、教頭及び主幹教諭を除く。)の採用、昇任、降任(意に反する降任を除く。)及び転任の決定並びに勸奨退職等及び普通退職の承認 4 道立学校の職員(校長を除く。)及び県費負担教職員である市町村立高等学校の教員の傷病による休職及び復職の承認 5 道立学校の職員の履歴事項その他身分に関する証明 6 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく免許状の授与、書換え、再交付、有効期間の更新等の処理 7 免許教科外教科担任の許可(市町村立中学校等(市町村立(札幌市立を除く。)の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程をいう。以下この項において同じ。)の主幹教諭、指導教諭又は教諭に係るものを除く。) 8 免許法認定講習単位修得	育学校の県費負担教職員の履歴事項その他身分に関する証明 4 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、教頭及び主幹教諭の降任(意に反する降任を除く。)の決定 5 教育職員免許法に基づく市町村立中学校等の主幹教諭、指導教諭又は教諭に係る免許教科外教科担任の許可 6 道立学校の職員及び市町村立学校の県費負担教職員の永年勤務者表彰の決定
--	--	--	--	--	--	---

				証明書の交付 9 特別免許状授与のための教育職員検定の申出に係る推薦 10 北海道立学校管理規則(昭和32年北海道教育委員会規則第1号)第5章に規定する教育長の許可及び承認	
	教職員事務課		1 本庁課長等職員(教育庁及び道立学校以外の所管機関の職員で、本庁の課長(相当職を含む。)以上の職にあるもの、出先機関の長及び道立学校以外の所管機関の長(副館長又は副所長を含む。)をいう。以下この項において同じ。)の初任給基準を異にする異動又は給料表の適用を異にする異動に伴う職務の級及び号俸の決定 2 本庁課長等職員が昇任又は転任によって職務の級及び号俸に変動を生ずる場合の当該職務の級等の決定 3 教育庁の職員及び所管機関の職員の表彰等昇給(永年勤務者表彰による昇給を除く。以下こ	1 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の初任給の決定 2 教育庁の職員、所管機関の職員(本庁課長等職員を除く。)及び県費負担教職員の初任給基準を異にする異動又は給料表の適用を異にする異動に伴う職務の級及び号俸の決定 3 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の上位資格取得に伴う職務の級及び号俸の決定及び給料訂正(昇給及び昇格を除く。) 4 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員である市町村立高等学校職員の昇格及び降格並びに当該昇格等に伴	1 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の昇格並びに降格に伴う職務の級及び号俸の決定 2 県費負担教職員である市町村立高等学校の職員の昇格(昇任によるものを除く。)及び当該昇格に伴う職務の級及び号俸の決定 3 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の永年勤務者表彰による昇給の決定及び復職時等における号俸の調整

			の項において「表彰等昇給」という。)の決定 4 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の研修、表彰等による昇給及び特別の場合の昇給の決定 5 本庁課長等職員の勧奨退職等に係る退職手当の額の決定	う職務の級及び号俸の決定又は承認 5 教育庁及び所管機関の職員(本庁課長等職員を除く。)が昇任又は転任によって職務の級及び号俸に変動を生ずる場合の当該職務の級等の決定 6 教育庁の職員及び所管機関の職員の永年勤務者表彰による昇給の決定及び復職時等における号俸の調整 7 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の昇格(北海道人事委員会の承認を要するものに限る。)及び当該昇格に伴う職務の級及び号俸の承認 8 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の県費負担教職員の降格による職務の級及び号俸の決定(北海道人事委員会の承認を要するものに限る。)の承認 9 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の給料訂正 10 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員	
--	--	--	--	--	--

				の諸手当（本庁課長等職員の勸奨退職等に係る退職手当を除く。）に係る確認若しくは認定又は額の決定 11 教育庁の職員、所管機関の職員及び県費負担教職員の児童手当の受給資格及び額の認定 12 給与その他の給付（教育長の定めるものに限る。）	
	福利課		1 恩給法（大正12年法律第48号）の準用又は北海道恩給条例（大正12年北海道庁令第174号）の適用を受ける者の恩給の裁定	1 健康判定審査会の判定結果の通知 2 本庁及び道立学校以外の所管機関（札幌市及び江別市に所在するものに限る。）の職員に供する職員住宅（職員の居住の用に供している借り上げ物件を含む。）の貸与の決定及び明渡しの命令 3 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条第2項に規定する災害を受けた教育庁及び所管機関の職員並びに県費負担教職員の任命権者としての意見の申出 4 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例	

					(昭和42年北海道条例第44号)第2条第2項に規定する公務又は通勤により生じた災害の認定 5 北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年北海道規則第163号。以下この欄において「規則」という。)第5条の規定に基づく補償基礎額の決定 6 規則第9条の規定に基づく公務又は通勤により生じた災害に係る補償請求の審査及び補償金額の決定 7 恩給法の準用又は北海道恩給条例の適用を受ける者の恩給受給権の消滅の裁定並びに恩給法の適用を受ける者の恩給請求書の進達 8 恩給法又は北海道恩給条例に係る支出負担行為及び支出命令	
--	--	--	--	--	---	--

(北海道立学校職員安全衛生管理規程の一部改正)

第12条 北海道立学校職員安全衛生管理規程(平成9年北海道教育委員会教育長訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「教育職員局福利課長」を「教職員局福利課長」に改める。

(教育庁文書管理規程の一部改正)

第13条 教育庁文書管理規程(平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「本庁の課長(局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長)」を「本庁の課長(幼児教育推進局幼児教育推進センター長)」に、「本庁の課(局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター)」を「本庁の課(幼児教育推進局幼児教育推進センター)」に改める。

第10条第4項中「主務課長又は担当課長（本庁の課に置かれる担当課長をいう。以下同じ）の職にある者（主務課長又は担当課長）」を「主務課長、担当課長（本庁の課に置かれる担当課長をいう。以下同じ）又は室長（本庁の課に置かれる室長をいう。以下同じ）の職にある者（主務課長、担当課長若しくは室長）」に、「主務課長若しくは担当課長」を「主務課長、担当課長若しくは室長」に改める。

第22条第2項の表を次のように改める。

区分	記号
本庁の課（教育政策課、文化財・博物館課、幼児教育推進局幼児教育推進センター、教育環境支援課、健康・体育課、生徒指導・学校安全課、教職員課及び教職員事務課を除く。）	教の文字に当該課の頭文字を付したもの
教育政策課	教政
文化財・博物館課	教文博
幼児教育推進局幼児教育推進センター	教幼セ
教育環境支援課	教環
健康・体育課	教健体
生徒指導・学校安全課	教生学
教職員課	教職
教職員事務課	教事
出先機関	教の文字に当該出先機関の頭文字を付したもの

附 則

この教育長訓令は、令和元年6月1日から施行する。